

## 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料一覧

| 事務の種類<br>(適合証あり)                   |   | 事務の種類<br>(適合証なし)                            |   |
|------------------------------------|---|---|---|
| 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査             | 第1号及び第2号に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額を合計して得た額 | 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査                      | 第1号及び第2号に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額を合計して得た額 |
| (1) 住宅の用途を含む低炭素建築物の住戸部分 (申請部分に限る。) |   | (1) 住宅の用途を含む低炭素建築物の住戸部分 (申請部分に限る。)          |   |
| ア 住戸数が1戸 (戸建てを含む。) のもの             | 5,000円                                      | ア 住戸数が1戸 (戸建てを含む。) のもの                      | 38,000円                                     |
| イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの                 | 10,000円                                     | イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの                          | 66,000円                                     |
| ウ 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの                | 18,000円                                     | ウ 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの                         | 96,000円                                     |
| エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの               | 31,000円                                     | エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの                        | 140,000円                                    |
| オ 住戸数が25戸を超えるもの                    | 52,000円                                     | オ 住戸数が25戸を超えるもの                             | 203,000円                                    |
| (2) 前号に掲げる部分以外の部分                  |   | (2) 住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分 (当該住宅の用途に供する部分に限る。) |   |
| ア 床面積の合計が300㎡以下のもの                 | 10,000円                                     | ア 床面積の合計が100㎡以下のもの                          | 111,000円                                    |
| イ 床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの          | 31,000円                                     |   |   |
|                                    |   | (3) 前2号に掲げる部分以外の部分                          |   |
|                                    |   | ア 床面積の合計が300㎡以下のもの                          | 250,000円                                    |
|                                    |   | イ 床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの                   | 412,000円                                    |

※建築確認を併願される場合は、別途建築確認申請に伴う手数料が必要となります。

※低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に対する審査については、上記各号に定める額の2分の1に相当する額になります。